

小規模事業者経営改善資金（マル経融資：一般分）利子補給

制度概要

市内の小規模事業者の経営改善を促進するため、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資制度により借入れた設備資金（以下「マル経融資」という。）に係る償還利子の一部について、借入者に対して利子補給金を交付します。

利子補給の交付申請手続きについては、福山商工会議所・各商工会（神辺町・沼隈内海・福山北・福山あしな）が、一括して代行します。

マル経融資（一般分）の内容

(R7.3.9時点)

資金使途	運転資金	設備資金
融資限度額	2,000万円以下	
返済期間 (うち措置期間)	10年以内 (2年以内)	
利率	固定金利（日本政策金融公庫所定による）	

- ・従業員20人以下（商業・サービス業[宿泊業・娯楽業除く]は5人以下）の小規模事業者であること。
- ・商工会議所や商工会の経営指導を6ヵ月以上受けている など。
- ・利用にあたっては商工会議所会頭、商工会会長の推薦が必要。
- ・保証人、担保は不要。
- ・本市の利子補給の対象は、設備資金のみです。

利子補給の概要

（補助事業者）(1)～(4)のすべてを満たすもの

- (1) 商工会議所等の推薦を受け、公庫によるマル経融資及び新型コロナウイルス対策マル経融資を、2014年（平成26年）4月1日以降に受けた事業者であること。
- (2) 市内に引き続き1年以上住所（会社は、本店の所在地とする。）を有する者
- (3) 市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいる者
- (4) 市税を完納している者

（資金の使途）

設備資金のみ（土地取得費は対象外）

※設備設置場所は福山市内に限る

（利子補給額） 1月から12月に支払った利息のうち、年率0.5%相当部分。
(千円未満切り捨て)

（利子補給期間） 融資日から起算して12ヵ月以内

問い合わせ先

福山商工会議所	中小企業振興部経営課	TEL 084-921-8734
	松永支所	TEL 084-933-2151
神辺町商工会		TEL 084-963-2001
沼隈内海商工会		TEL 084-987-0328
福山北商工会	内海支所	TEL 084-986-2240
福山あしな商工会	加茂支所	TEL 084-976-3111
	芦田支所	TEL 084-972-3008
		TEL 0847-52-4882
		TEL 084-958-5858

マル経融資の利子補給に関する特例措置

(新型コロナウイルス感染症関連)

マル経融資（新型コロナウイルス感染症の影響をふまえた国の特例措置分）

※R6.12.31をもって受付終了

【対象】商工会議所等の経営指導を6か月以上受け、最近1か月の売上高が前年同期比5%以上減少している小規模事業者

【融資限度】1,000万円（一般分の融資枠2,000万円とは別枠）

【資金使途】運転資金、設備資金

【3年間の利率引下げ】

- ・2020年（令和2年）3月17日～2023年（令和5年）9月30日
特別利率Fから0.9%の利率引下げ
- ・2023年（令和5年）10月1日～2024年（令和6年）6月30日
特別利率Fから0.5%の利率引下げ

利子補給の概要

（資金の使途） 運転資金・設備資金

（対象） 2024年6月30日までに申込をしたマル経融資（国の特例措置分）

（利子補給額） 1月から12月に支払った利息（千円未満切り捨て）

（利子補給期間） 融資日から起算して36ヵ月以内

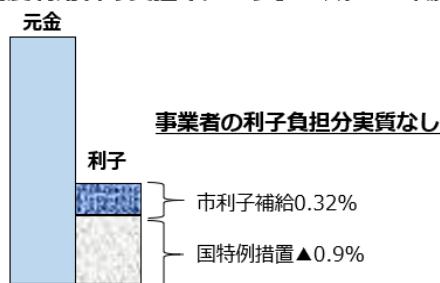
マル経融資への利子補給について

福山市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を支援するため、上記制度の活用者を対象に利子補給を行います。

A：マル経融資（国の特例措置分）に対する利子補給

上記①により、利子引き下げ（▲0.9%）の対象となった事業者について、利子引き下げ後の残りの利子分を市より3年間全額補給します。

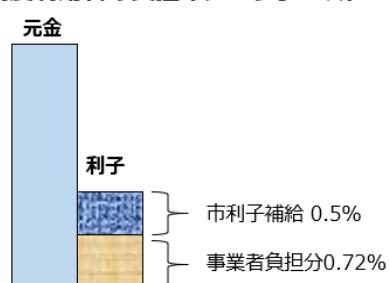
【制度利用者の負担イメージ】 ※年利1.22%の場合



B：マル経融資（一般分）に対する利子補給

上記①の活用者のうち、融資限度額（1,000万円）を超える融資を受けられる方を対象に、利子補給範囲を運転資金に拡大し、年利0.5%を市より3年間補給します。

【制度利用者の負担イメージ】 ※年利1.22%の場合



問い合わせ先

福山市経済環境局経済部産業振興課（雇用労働担当） TEL：084-928-1040